反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書

岐阜商工会議所 会頭 村瀬 幸雄 様

私(当社もしくは当団体)は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する 行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、「岐阜商工月報 広 告同封サービス」の利用が停止または通知により解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害 が生じた場合でも、貴所に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより 貴所に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

- ① 貴所との利用に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 利用に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴所の信用を毀損し、または貴所の業務を妨害する行為
- E. その他本号AからDに準ずる行為

	记入口	17 个	4	月	П
所 在 地					
事業所名称					
担当者又は					
代表者氏名				印	

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関するご案内

契約者は、「岐阜商工月報 広告同封サービス」利用のお申込みにあたり、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」をご確認の上、同意いただきますようお願い申し上げます。なお、同意に際しては、以下の留意事項をご確認ください。

【留意事項】

- 1. 暴力団等反社会的勢力に該当する方のお申込みはお断りいたします。
- 2. 「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」の内容に同意いただけない場合は、利用のお申込みはお断りいたします。同意いただいた場合でも、その同意内容が虚偽の場合には、同意書記載のとおりの処置がなされる場合がありますので、ご注意ください。